

常任委員会の審査

本会議から付託された議案の審査の主な内容は次のとおりです。

総務企画

市長専決処分の報告と承認は市税、都市計画税の一部条例改正、平成21年度一般会計補正予算、地域審議会条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業に関する条例、職員の行為の制限の特例に関する条例、市税条例の一部改正など8議案が付託され、すべて全会一致で承認可決されました。

地域審議会条例は審議委員を市長が任命していましたが、委嘱に改め、任期と設置期間を合わせるために任期末日を年度末に変更するものです。

3月定例会で付託された公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金、労働条件の確保を

図るため「公契約条例」の制定に向けた検討を求める請願など2つの請願は継続審査になっていましたが、趣旨に賛同し、ともに趣旨採択となりました。

市民経済

専決処分の報告と承認

国民健康保険一部改正では、離職者の国保税に対しての軽減を100分の30にし、不足分を国が負担すべきとの質疑に対し、補正予算等で国が負担すべきと要望していききたいとの答弁があり、全会一致で承認されました。

総合病院事業会計補正予算では、「患者数の減少が補正の主な内容だが、原因は「常勤医師の増加が、経営に結びつかない。管理部門に問題があるのではないか」などの質疑に対し、「内科入



7月1日稼働のリニアック

いるのに指定管理者に移行する必要はあるのか、との質疑に対して、温泉施設と併せ、指定管理への総合的な移行を進めたい旨の答弁があり、全会一致で可決されました。

建設水道

市長専決処分の報告と承認については、平成21年度渋川市下水道事業特別会計補正予算及び平成21年度渋川市水道事業会計補正予算の2議案が報告され原案どおり承認されました。

市道の廃止及び市道の認定については、道路台帳統合による路線の見直しに伴い廃止及び認定するものであり原案どおり全会一致で可決されました。渋川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例及び渋川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、4水道事業と2簡易水道事業を統合するため改正であり、ともに原案どおり全会一致で可決されました。

渋川市水道事業供給条例等の一部を改正する条例については、水道事業を統一することについての問題点やメリットそして見直し後のシステム改善を含めた対応や委託業者の選定等について質疑されましたが、原案どおり全会一致で可決されました。



整備の進む公共下水道（入沢団地）

教育福祉

今回の定例会で、教育福祉常任委員会に付託された議案などは、ありませんでした。

議会改革委員会報告

定数見直しを9月目途に

洪川市議会では、平成21年3月から議会改革の取り組みを検討し、議員定数等の諸課題を、改正に向け9月の市議会定例会を目的に進めているところです。

洪川市は平成の大合併のなかで6市町村により合併、平成18年2月20日に誕生しました。合併当初1年間の市議会議員数は、特例法により91人、平成19年2月20日から法定上限定数の30人となり現在に至っています。

議会改革委員会所管事項（4項目）

- 1 議員定数、議員報酬及び政務調査費に関する事項
- 2 議員政策研究に関する事項
- 3 市民に開かれた議会の在り方に関する事項
- 4 その他委員長が必要と認める事項

市議会では、自らの機能を議会全般にわたって独自の見直しを行うために、議会改革委員会を平成21年6月に設置しました。委員会では、市議会の活動の活性化及び市民に開かれた議会の在り方について協議または調整を行う場として、検討を行ってきました。

委員会の設置以前からも議会改革への取り組みは検討されており、平成21年3月に、議会運営委員会、議会改革に向けた議員研修会と先進地視察を計画しました。平成21年4月17日には全国町村議会議長会の岡本光雄先生を講師に招き議員研修会を開催、4月21日

には、先進地である北海道白老町の行政視察を行いました。委員会では平成21年6月

に第1回目の会議を開催、以後、今年6月23日までに計8回の会議を開催しました。主な内容は、群馬県内12市の議員定数、報酬、政務調査費などを参考に協議し、6月7日には議員定数などを関東と山梨県内の人口5〜10万人未満の市の状況を調査し、参考として検討しているところです。

要望書が議長あてに提出されました。



議会改革委員会

洪川市議会改革委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洪川市議会の活動の活性化及び市民に開かれた議会の在り方について、協議又は調整を行うための議会改革委員会の必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は洪川市議会の会派等から選出された、正副議長を除く10人以内の議員で構成する。

2 正副議長は、委員外議員として委員会に出席する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、議員の任期とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは副委員長がこれに当たる。

(委員会の所管事項)

第5条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員定数、議員報酬及び政務調査費に関する事項
- (2) 議員政策研究に関する事項
- (3) 市民に開かれた議会の在り方に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、洪川市議会事務局において処理する。

(当局説明員)

第7条 委員会の当局説明員として、原則として副市長、総務部長、企画部長、行政課長、企画課長に出席要求をすることができる。ただし、必要がある場合はその都度出席要求者の変更ができる。

(決定事項の処理)

第8条 委員会で決定した事項は、議会運営委員会に通知し、必要がある場合は、議会運営委員会の公式見解として決定するよう申し入れる。

(招集)

第9条 委員長は、必要の都度委員会を招集する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

附則

1 この要綱は、平成21年10月6日から施行する。